

平成28年6月15日制定

平成31年3月13日改正

令和3年4月1日改正

土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内の建築物の土砂災害防止対策を促進するため、当該建築物の土砂災害に対する安全対策に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害安全対策工事 土砂災害に対する建築物の安全性の向上を目的とする工事であって、当該建築物について建築基準法施行令（以下「令」という。）第80条の3の規定に適合させるものをいう。
- (2) 補助事業 条例第12条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けて、当該通知に係る土砂災害安全対策工事を実施することをいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に存する建築物であること。
- (2) 特別警戒区域内に存する建築物（特別警戒区域の内外にまたがるものを含む。）であること。
- (3) 補助対象建築物が存する特別警戒区域の指定の際、現に存し、又は現に工事中であった建築物であること。
- (4) 居室を有する建築物であること。
- (5) 令第80条の3の規定に適合していない建築物であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、土砂災害安全対策工事を実施する者とする。

(補助対象費用)

第5条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、土砂災害安

全対策工事に要する費用（当該工事に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象費用に100分の23を乗じて得た額（1棟当たり759,000円を限度額とする。）とする。

2 前項の規定に基づき算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（事前協議）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前協議書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の付近見取図、配置図及び現況写真
- (2) 土砂災害安全対策工事の概要が分かる説明資料
- (3) 補助対象建築物が令第80条の3の規定に適合しないことが確認できる書類
- (4) 土砂災害安全対策工事の設計図書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の申請）

第8条 条例第9条の規定による申請（以下「交付申請」という。）は、前条の規定による事前協議が完了した後に、前条各号に規定する書類に加えて、交付申請書（第2号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 土砂災害安全対策工事に要する費用の見積書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 市長は、交付申請の日から30日以内に条例第10条の規定による交付の決定をするものとする。ただし、その期間内に決定ができない合理的な理由があるときは、当該期間を延長することができる。

（補助事業の履行）

第10条 補助事業は、条例第12条第1項の規定による交付決定の通知を受けた日以後でなければ着手してはならない。

（変更又は中止等の承認）

第11条 申請者は、第9条に基づく補助金の交付の決定後に、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長と変更内容又は中止若しくは廃止について協議しなければならない。

2 条例第11条第1項第1号の規定による補助事業の内容の申請は、事業変更承認申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 変更内容に関する書類
- (2) 補助金交付決定通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助金の交付予定額に変更を生じさせないものとする。

4 条例第11条第1項第2号の規定による補助事業の中止又は廃止に係る届出は、事業中止・廃止届出書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書
- (2) その他市長が必要と認める書類

5 市長は、第2項の規定による変更を認める場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

6 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

（完了実績の報告）

第12条 条例第18条第1項の規定による報告は、補助事業の完了後速やかに、完了実績報告書（第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 補助事業の各工程の施工状況の写真（設計図書どおりに施工されていることが確認できるもの）
- (2) 補助事業に係る契約書の写し
- (3) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第13条 補助金の請求は、条例第19条の規定による通知を受けた日から30日以内に、補助金請求書（第6号様式）により行わなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 補助事業に係る法令及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金を交付することが適当でなくなったと市長が認めたとき

（報告の徴収）

第15条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、申請者に対し、当該補助事業の実施状況等を報告させることができる。

（補則）

第16条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し、必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式)

- 第1号様式 事前協議書
- 第2号様式 交付申請書
- 第3号様式 事業変更承認申請書
- 第4号様式 事業中止・廃止届出書
- 第5号様式 完了実績報告書
- 第6号様式 補助金請求書